

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、鉄工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、船体ブロック組立作業に従事していたところ、重さ約〇kgのクレーンフックの一部が落下し、請求人のヘルメットをかすめ負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「頭部打撲傷、頸椎捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関で療養した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）には該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、要旨、本件災害による外傷については治癒したものの、精神疾患に苦しんでおり、当該精神疾患も業務上の事由によるものであると主張している。
- (2) 請求人は、本件災害に起因する外傷による障害の残存については主張をしておらず、また、その可能性を示唆する医学的な証拠も存在しないことから、以下、請求人が主張する精神障害の業務起因性について検討する。
- (3) D医師は、請求人の精神障害について、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「抑うつ気分、意欲減退、めまい、ふらつきの自律神経失調症症状が持続している。」と記載し、さらに、平成〇年〇月〇日付け診断書においては、「うつ病、自律神経失調症」との疾病名を記載している。このように、D医師は、うつ病との疾病名も明記しており、また、請求人が同精神症状を訴えた時期は本件災害から〇日程度しか経っておらず（なお、請求人は本件災害発生日から〇年後に治癒（症状固定）と判断されている。）、さらに、本件に係る調査を行った調査官は、復命書において、自律神経失調症の原因は本件災害であるとの主治医意見を確認したと述べていることに鑑みると、請求人が訴える精神症状について、「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平成23年12月26日付け基発第1226第1号。以下「認定基準」という。）の精神障害であると推認し、同認定基準に照らして検討することが相当であると思料する。
- (4) 請求人について、業務による心理的負荷があったと推認される出来事は、請求人の主張及び当該精神障害の発病時期に照らすと、本件災害であると考えられるところ、本件災害当日の請求人の負傷の部位及び程度について、診察を行ったC病院の診療費請求内訳書には「頭部打撲傷、頸椎捻挫」と記載されており、また、平成〇年〇月〇日に受診したE病院の同内訳書においても「外傷性

頸部症候群、頭部打撲」と記載されており、当該傷病名及び療養の経過からみて、請求人に死を予感させるがごとき強い衝撃をもたらすような事故ではなかったことは明らかである。また、請求人が、同年〇月〇日から〇月〇日までの〇日間の休業補償請求期間について、自己判断において一部就労をしていることも勘案すると、本件災害による負傷が重篤なものであったとは認められないものであり、本件災害を認定基準別表1「業務による心理的負荷表」の具体的出来事「(重度の) 病気やケガをした」に該当するとみて検討するも、その心理的負荷の強度は「弱」ととどまると判断することが妥当である。

- (5) 請求人には、その他業務による心理的負荷をもたらす出来事は認められず、上記のとおり、「弱」となる出来事が1つだけであることから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件災害の外傷による障害は残存しておらず、また、請求人が主張する精神障害についても業務に起因して発生したものとは判断できないことから、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。